

令和7年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年12月25日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 市民ホール2-1会議室

3. 出席委員 10名

会 長	4番	秋 吉 一 郎
委 員	1番	久 保 光 輝
	2番	衛 藤 将 明
	3番	縣 浩一郎
	5番	江 藤 国 子
	6番	佐 藤 政 也
	7番	松 田 浩 二
	8番	佐 藤 誠一郎
	9番	高 田 英
	11番	竹 林 論 一

4. 欠席委員

10番 大 津 雄 司

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による許可申請について
- ④農地法第5条の規定による地上権移転の許可申請について
- ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥農地転用事業計画変更申請について
- ⑦非農地証明の発行について
- ⑧農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑨農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- ⑩その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梶太希、行政専門員 長松喜久一

(1) (事務局)

時間になりましたので進めさせていただきます。

出席確認及び行事報告であります。出席委員は11名中10名の出席で、会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和7年第12回由布市農業委員会総会を開会いたします。

(2) 会長挨拶

(3) 議事

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。

会議は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。従って会議は本日1日間と決定いたしました。

次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名委員は議席番号11番、竹林委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして採択についてお諮りします。

これから採決します日程第1から第9までのすべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・・・・・・・

それではただいまより会議規則第7条により議案の審議を行います。

なお、農業委員会、会議規則第12条により、議事参与制限における委員は退席をすることになっておりますので、よろしくお願いします。

日程の第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について3件ほどあります。事務局説明をお願いします。

日程1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1から第3号につきましては、報告ということでご了承いただきたいと思います。日程第2の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局議案説明をお願いします。

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案4号について説明を担当の、8番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地は庄内町の長野地区で、庄内ゆうゆう館の北西にある農地でございます。

申請地の譲受人は譲渡人の叔母にあたります。今回贈与の話がまとまりました。受人はこれまでも耕運機で農業の経験がございます。現在の住所地から約1時間で通勤農業を週2回の頻度で予定をし自家消費のお米の栽培を予定してございます。

営農については問題ないと思われま。審議の方よろしくお願いたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続いて議案第5号について、私の方から説明をいたします。

場所は湯平から庄内に向かう農免農道の湯平市街地から車で5分ぐらい庄内よりに行った所の淵6区内です。近くに天祖神社があるところです。

受人は、渡人から、採草するための用地として今回売買したいということです。

受人については、採草地として1町3反ほど田んぼを自分で作っておりますので、別に問題ないと思います。審議よろしくお願いします。

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案6号について説明を担当議席番号7番、松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)

12月2日、本人立ち会いのもとで調査を行いました。

申請地は、挾間町三船、市道向原別府線で、その地域はすべて基盤整備されているところです。その近くに大分県技能センターがあります。そこから下って左側の所に、現地があります。この渡人の耕作面積は9町していましたが体調不良ということで今回、すべての農地と、建物を全部売買するというので、受人は、渡人の用地の隣接に当たるため、今回受人が購入したということです。受人については、経営面積が8200㎡ということで、農機具はすべてそろっておりますので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案7号について説明を担当の議席番号8番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地の確認は12月3日に行っております。申請地は庄内の北大津留で北大津留バス停から、公民館に向かう市道に面した農地です。申請地の6筆については、譲渡人が、平成28年に相続できたのですが、当時から近隣の中山間組織等に、管理を委託しておりましたが、今回、譲渡の話がまとまったものです。譲受人は前農業委員会長で、地元の農業法人の代表の認定農業者で、耕作機械等も所有しており、何ら問題ないと思っております。審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案8号について説明を担当の議席番号7番、松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)

12月12日、行政書士と現場を立会いました。申請地は挾間の三船で市道向原別府線沿いです。石城小学校から300メートルぐらい手前の橋の手前です。この地域がすべて圃場整備されています。受人が、経営面積が800㎡ですけど、お父さんがこの地域で耕作している面積が約10町しています。親子で耕作するというので、農機具も揃っており、問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案9号について説明を担当の議席番号7番、松田委員よろしくをお願いします。

(松田浩二委員)

来鉢のライスセンターがあるんですけど、申請地はその付近であります。渡人は農地をすべて売買ということで、受人が購入しました。受人は82歳なんですけど、この方は会社経営をしており、その代表者でございます。経営面積が7町ということで、今後、会社の中に農業部門をやろうということ聞いております。ご審議の方よろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案10号については、9番、高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。説明を担当の議席番号3番、縣委員よろしくをお願いします。

(縣浩一郎委員)

場所は金鱗湖近くの農地です。耕作がされていないということで今回お話があったようです。お蕎麦を作っている、泉そばというそば屋さんを経営しており、そこで使う蕎麦や、大根等を利用したいということでお話を伺っています。また加工機等も、かなりの機械がそろっており、熱意もあり問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

高田委員入ってください(入室)

審議結果です。議案10号については審議の結果承認となりました。

(議長)

議案11号について説明を担当の議席番号8番、佐藤委員よろしくをお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地の現地確認を12月12日に行っております。

申請地は庄内町庄内原で、庄内駅から旧道を湯布院方面に進んで、最初の踏切を越えて約50メートル進んだ右側にある農地でございます。

申請地2筆は譲渡人の住宅地でございますが、農業経験がなく荒らしたままなので、不動産屋の仲介で譲受人に売買するものです。

譲受人はこれまで農業経験はほとんどありませんが、刈払機を所有しており、小型耕運機を購入予定で、母親と2人で野菜を栽培する計画でございます。現状は整備されており問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案12号について説明を担当の議席番号5番、江藤委員よろしく願いします

(江藤国子委員)

12番について説明させていただきます。

場所は奥江地区のど真ん中になっています。受人は沖縄でバナナを栽培していたそうなんです。今回この渡人の家を買って、その隣の畑が何も耕作してないので、家庭菜園っていうことで今回申請が上がってきました。そんなに広くないのと、機械等は渡人が持っているものを使うので特に問題ないと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案13号について説明を担当の議席番号11番竹林委員、よろしく願いします。

(竹林論一委員)

13号です。場所はローソンから野津原方面に向かった道沿いにあります。集落の中ですけど、現状も受人の方が管理している農地です。受人、渡人は親戚関係ということで、今回の話になりました。受人の自宅の周りの農地を現状任されている状態です。農機具等もすでに揃っていますし、現状、耕作している農地ですので、特に問題ないと思います。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続いて議案第35号について、説明を担当の議席番号11番、竹林委員よろしく願いします。

(竹林論一委員)

議案 35 号です。受人ですけど、今年の 5 月か 6 月に新規就農で入ってこられた方です。新たな農地が見つかったってということで、申請がありました。渡人のところで研修をされている方です。渡人の事業を引き継ぐ形で、後継者として受人がやって欲しいというような、感じです。機械等も渡人の所のものをそのまま使うということで、特に問題ないです。お願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続いて議案第 36 号について説明を担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしく申し上げます。

(竹林論一委員)

36 号の方も先ほどの 35 号と同じ受人です。35 号の話が進んでいるときに、全く別の方なんですけど渡人は挟間に住んでおられまして、お父さんがこちらに住んでいたってことで、相続によりこの農地を取得したようです。現状、挟間の方におられますので、ちょっともう面倒見きれないということで、今回話が合ったようです。受人については先ほど説明しましたが、事業を引き継ぐということで、特に営農に関しては問題ないと思われまます。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 3、農地法第 4 条の規定による許可申請について 3 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 14 号について説明を、担当の議席番号 6 番、佐藤委員よろしく申し上げます。

(佐藤政也委員)

説明いたします。この申請が、今年の 5 月の総会の時に、事業整備計画の変更ということで、山林の用地にしたいということで出ておりました。土地については、水路が崩壊して水田にはできないということで、申請が出ております。こちらの写真を見てもらえば分かるのですが、2 ページです。申請地は 2 ヶ所あります。どちらも、農地の端っこになっておまして、隣地同意もあります。下の方が植林をしていたと思われまます。確認したときには出来上がっておりましたということで、水田としては利用できません。審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続いて議案 15 号について説明を担当の議席番号 3 番、縣委員よろしくお願ひします。

(縣浩一郎委員)

場所がみるく村付近です。牛を育てるためなんですけど、生まれた後に入れる乾乳舎を建てたいということです。親子で畜産を頑張っておりますし問題ないと思います。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 16 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

挟間の三船です。資料の 14 から 19 ページです。場所はですね、一番わかりやすいのは食品製造業者の、株式会社吉田喜九州という会社があります。倉庫が、平成 14 年に建物として建設しています。中は農機具がすべて入っております。これを農地を買った方が、この倉庫も一式買おうということで、今回は話がありました。これに関して、税金もずっと払っているということです。そういう中で、先般、農業委員会に始末書を提示したということでございます。審議のほどお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

これ 4 条で追認するという形をとっているのですが、そもそも面積 101 m²。200 m²以内の農業施設用地であれば、本来、許可不要で、届け出だけでいいんじゃないですか。これを追認で 4 条申請にさせたんでしょうか。そこを説明してください。

(事務局)

ご説明させていただきます。先ほど松田委員がお話ししてくださったように、3 条の方でも出てきた方が購入されるっていうお話になっているようです。購入するにあたって地目が農地になっているためですね、まず農業委員会から何かしらの許可がないと法務局が受理してくれない。当初 3 条申請でお話があったんですけども、3 条申請の大前提として、耕作をしますよっていうことがあると思います。ここの土地、確かに面積はその 200 m²以下に収まっているような形なので、通常で考えれば届け出の範疇に入るかと思うんですけども、実際にもう耕作する面積がなくなってしまっているんで、これはちょっと 3 条申請っていうのは難しいだろうという判断を事務局の方でさせていただきました。その上で、所有権移転するために何かしら、うちが発行するとなるともう 4 条申請で地目を変えてもらってという手段しかないのかなと思ひまして、今回そのようなご案内をさせていただいたという形になります。

(議長)

よろしいですか。22の1は101㎡。床面積119㎡で、算定に用地を超えているのだけど。

(事務局)

22の1と23の1に跨った形で農業用倉庫。写真で言うと17ページで赤線引いているかと思うのですが、そこが筆境と思ってください。18ページで言うと、建物のやや中心より右に筆境って線が入っているかと思います。要はここが境界。23の1まで越境して建物が建っているというような形です。22の1に関しましては、先ほど説明させてもらったように、土地すべてに建っているの、4条で地目を変えましょうというお話をしております。その隣の23の1なんですけど、右半分がまだ農地として生きておるような状態です。なので今回の3条申請に上がっています。分筆も考えたんですけど、もう何十万っていうような費用がかかるっていうところもありますし、実際に200㎡以下なら届け出で済むっていうところもありますので、届け出プラス3条申請っていう形で右側の土地は処理しようというところで進めさせていただきました。

(高田英委員)

さっき説明の中で課税されているって話を言っていました。

(松田浩二委員)

本人は松村さんからそういうような話を聞いてます。

(議長)

いいですか。他に質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第4 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について2件ほどあります。事務局議案説明をお願いします。

日程4 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案17号について説明を担当の議席番号11番竹林委員、よろしくをお願いします。

(竹林論一委員)

17番です。農地の場所としては、かぐらちゃや手前の国道沿いの農地になります。渡人の住んでいる自宅のすぐ前の田んぼ。今回は分筆ということで、残っている部分は、渡人が家庭菜園として使いたいということで残しております。太陽光発電施設ということなんですけど、水路とか事業計画書の問題はないようです。審議のほどお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

今、家庭菜園と言われたところほどの辺になるんですか。

(竹林論一委員)

点線の外側ですね。

(高田英委員)

事務局、分筆はさせなくても良いのですか

(事務局)

私も確認とったのですけれども、権利の設定においては分筆は必ずしなければいけないものではないというお話でした。因みに今、現在はしてないんですけれども、この後、分筆をされるということでした。

(高田英委員)

私が前に仕事としてこの周辺の太陽光やったことがあって、その時は農業委員会さんから、分筆しなさいと再三言われたんですよ。不許可になって県に送ったら、県からまた差し戻されて審議をし直せと。最終的には許可相当になったんですけどね。その際に分筆をしなさいと再三言われたんですけど、業者的には先ほど言われた通り、分筆登記するのでやっぱ何十万もかかるんで。したくないっていうのを本音なんですよね。事務局が今後そういう方針でいくって言うことではないんだよね。

(事務局)

私も最初分筆必要だろうと思って、お話しておったら、分筆必要じゃないのかなっていうような気になり業者さんと話していたら、前任になるんですけれども、確認させてもらったら、権利の設定においては、分筆は必ずしなければならないものではないっていう話でした。

(高田英委員)

菜園に使う部分は、地上権の設定をしないっていう考え方がいいんですね。

(事務局)

そうですね。その内側っていう言い方が正しいのかわかりませんが、ここを設定する。

(高田英委員)

ここから出た雨水は菜園の方に影響を与えない。

(事務局)

この中に線が書かれておるかとは思いますが、防草シート敷きの自然勾配による排水っていう防草シートを敷くらしいんです。その下に、菜園の方には水が行かないような配慮といいますか、そういった計画ではありますといったところです。

(高田英委員)

もう1つ、1573の方が農地なんですけど、1573ここは同意が取れているんですね、

(事務局)

取れています。

(高田英委員)

間違いないですよ。1回、農業委員会と色々問題があったりしたこともあるんで、ここはしっかりしておかないと。

(事務局)

間違いなくとれていました。

(議長)

よろしいですか。その他質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 18 号について私の方から説明をします。

議案 18 号については、場所は湯平駅から、大分よりに歩いて 10 分ほどの幸野地区という場所です。ここも先ほど説明あったように京セラですが、太陽光発電施設を作るという。地上権設定してから作るということでしたので、別に問題ないと思いますので審議よろしくをお願いします。

質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 5、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、4 件ほどあります。事務局議案説明をお願いいたします。

日程第 5 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 19 号について、事務局をお願いします。

(事務局)

ご説明いたします。では別冊の資料の 33 ページをお開きください。

場所が、下市の住宅地が広がっているところの一番端の方になっております。

この一角だけ、ちょっと農地として残っていたというような形です。その次の 34 ページをご覧くださいまして、譲受人は、申請地の下にご自宅を持っておられる方です。

この方は個人で建設業等を営んでおるんですけども、庭先の 50 平米ぐらいに資材等を置いたりして、どうにかやっておったということらしいんですけども、やはりそれじゃとてもじゃないけど面積が足りないというところで、横のお宅の吉田さんという方と話がまとまったので、ページでいうと次の 36 ページのような配置図になっていますけれど、こちらに木材関係の資材であったり、重機関係車両、あと必要な石材とかあたりを置くためのスペースとして活用したいということでした。計画等しっかりしておりますし、融資関係の証明の大丈夫でした。問題ない案件かなと思っております。審議よろしくをお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

19 号の農地区分第 1 種農地については、圃場整備とかではなくて 10ha のまとまった農地という考え方ですか。

(事務局)

こちらの第 1 種農地はおっしゃる通り 10ha の一段です。

(高田英委員)

職業として建設業やっているの、それでも集落接続も使えるよっていう説明されたっちゅうことなんですかね。

(事務局)

そうですね。最初の議案書の読み上げのときの説明がそれに該当する。

(議長)

その他、質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 20 号について説明を担当の議席番号 9 番、高田委員、よろしく申し上げます。

(高田英委員)

説明します。場所につきましては、位置図 37 ページをご覧ください。県道別府湯布院線っていう、俗に言うやまなみハイウェイです。これを、行っていたら、小春うどんというのがありますが、その反対側のところに、中島地区のなかよし公園っていうのがあり、公園に接したところですよ。39 ページを見てください。

157-2 には、なかよし公園と接しているんですが、その反対側に 1158-4、他 2 名は受人のお母さん、そして他 1 名は妹さんの名義だそうです。受人は大阪にお住まいですが、県庁をやめて一般の会社に会社員として働いておられますが、もともと湯布院で育って、大阪の方に出て行ったので、ここに家を作って、終の棲家としてこっちで暮らしたいということで、この家を建てた後の駐車場が足りないの、ここを買って駐車場として利用したいということでありまして。農地区分は 3 種農地で農振がかかっておりませんので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 21 号について説明を担当の議席番号 3 番、県委員よろしく申し上げます。

(縣浩一郎委員)

場所が、田中葬儀社から山手に入って、大杵社の駐車場にしたいということでお話ございました。今までどうしてたのかって言うと、申請地の向かいのところに、広場がありまして、そこを利用していただんですけど、その利用してる土地を地権者が活用するので別で駐車場をつくって欲しいということから今回の話が上がっています。傾斜がかなりきついので、やっぱり車で入るようにしたいということから、今回の地権者とお話がまとまり、申請になり、特に問題ありません。よろしく申し上げます。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される議員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 22 号について説明を担当の議席番号 6 番佐藤委員、よろしく申し上げます。

(佐藤政也委員)

場所は市役所の前の信号を、別府方面に100メートルぐらいいったら、旧庄内診療所とオアシスがありますけど、その間の農地になります。オアシスは、2年前ぐらいに得丸さんから手が離れて、今福岡のマルゼングループですかね。そこの傘下に入っております。マルゼングループは運送会社が主なので、中でこの物流センターをやるということであったんですが現地を見て55ページですかね。見たときに入口は進入路というのがあるんですが、これも現在のオアシスの資材置き場になってるところの一部を使って、出口を作ると言っていました。それから水の傾斜ですが、主には奥の方の水路に流すようにしています。手前にもあるんですが、幅が狭い水がこないということで奥の水路の方に、話を流すようにしています。隣地同意もありまして、大丈夫と思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

質疑を求めます。

(久保光輝委員)

すいません。ちょっと質問なんですけど。事務局、常設審議ってなんですか。

(事務局)

農地が関わる面積だけで3000平米を超えたときに、大分県農業会議っていう我々もちょっと市役所で言うところの県庁みたいなそんな組織があるんですけども。そこが開く常設審議委員会っていうものにかかるような形になります。その場はここと同じように、各市町村の会長さんであったり、例えば農協の方であったりとか、そういった方達が入って委員を務めておりますので、そこでもう一度この案件の方を説明させていただきまして、何かしら意見があれば、うちの方に述べてくれると、そういった会議の場がございます。今回で言うと3000平米越えというところで、来月にはなるんですけども、そちらにもかけるっていうような形になります。ただ許可を出すのはそれ以降ですね。

(久保光輝委員)

わかりました。大丈夫です。

(議長)

その他ありませんか。

(高田英委員)

52ページに配置図見ると、雨水の流れは書いてあるんですが、周りが田んぼとか農地が多いので、何か雨水止みたいなの、ブロックするだとかコンクリートをちょっと盛るとか、なんかそんなものがあつたほうがいいんじゃないでしょうか。これ常設審議会にかけたら多分そういう意見が出てくると思うので、このまま持ってつたら言われるんじゃないかなと私ちょっと思ったんで、どうでしょう。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。私も同じことを思いまして、確認を取ったら、側溝をすえるということでした。ただこの図面の中に反映されていないので、今準備を急がせて、本日に間に合えばよかったんですけど、間に合わなかったの。

(議長)

その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 6、農地転用事業計画変更申請について 1 件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

日程第 6 農地転用事業計画変更申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

質疑を求めます

(高田英委員)

65 ページの図を見ると由布岳が変更になっちゃうっていうところ、ただ単に背景をちゃんと表現してないだけの話、それとも高くなったわけ。

(事務局)

高さは変わらないです。ただその手前に来たっていうところで、こういった形になってるんだと思います。道路側に建物が寄ったことで。

(高田英委員)

あんまり高くなると、自衛隊の中が見えて、自衛隊的にはあんまりよくはないのかと。過去ドローンが飛んで大騒ぎになったこともあるし。

(議長)

その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 7、非農地証明の発行について 3 件ほどあります。事務局説明をお願いします。

日程 7 非農地証明についての審議

【事務局朗読説明】

(議長)

○発言者 2

議案 24 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

続いて議案 25 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 26 号について質疑を受けます。
この写真見たら、イチョウだよね。

(高田英委員)
银杏販売をすれば、農地として見られる。

(事務局)
おっしゃる通り、調べたんですけど、そのイチョウを植えておっても、银杏を収穫して販売するという明確な目的があれば、違反転用にはならないようです。
ただ、今回で言うと、もう長年販売と、当時、旦那さんが生きてた頃とかに、そういったことされていたと思うんですけども、今現在販売とかは一切しておらず、なおかつ管理もされていないような状況なので、もうこれはどちらかという、そういった果樹系ではないという、普通の木としてのとらえ方をしたほうが判断としては妥当だろうなと思って。

(議長)
そういうこと。

(高田英委員)
肥培管理を行って耕作をするちゅうのがあるということですね。

(議長)
そうですね。イチョウは低木って変だけど、低木か知らんけど管理してたと思うよこれ。

(松田浩二委員)
ここの奥さんが、大野町かどこかで银杏を作っていたのです。

(議長)
いや、これはまだできるような感じがした。

(事務局)
银杏はいっぱい実はできていました。散らばっていたのですが。実ができてるのは間違いないですね

(議長)
わかりました。他に質疑ありませんか。なければ採決をいたします。
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。
日程第 8、農用地利用集積等促進計画について 7 件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

日程 8 農用地利用集積等促進計画について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 27 号から 33 号について一括して質疑を受けます。質疑がある方は議案番号も述べるよう
にお願いいたします。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 27 号から 33 号を承認します。

日程第 9、農用地利用集積計画の決定について、1 件ほどあります。
説明を事務局お願いします。

日程 9 農用地利用集積等計画の決定について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第 34 号について質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・**挙手多数**・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

その他何かありますか。なければ終了したいと思います。
以上で会議規則第 7 条により、議案審議は終了いたします。審議お疲れ様でした。

議事録署名委員

